



信頼のバッジ

MEI Z EISEI

NAGOYA CPTA Politics Federation



2026

6

meizeisei.gr.jp

発行責任者●幹事長 中野 修宏 編集責任者●広報委員長 服部 達哉 発行所●名古屋税理士政治連盟 印刷所●共生印刷(株)



“チュミル (覗き男)” (第36回「会員による誌上写真展」入賞)

高桑 誠一 (千種支部)・撮

ひとしあん

▶「ひとしあん」と題したこの欄では、税理士として日々数字と向き合う一方で、世界の大きな流れにも目を凝らしておきたいと思えます。今年に入ってからの中東情勢を見ていると、アメリカやイスラエルで、かつてなら「独裁者」「悪の枢軸」と批判してきた類いのリーダー像が、堂々と国を代表している現実に、深い憂いを覚えざるをえません。多数決に裏打ちされた「民意」であれば、どのような政治も正当化されるのか。力と恐怖で支えられた秩序は、本当に持続可能なのか。私たちの目の前で、その問いが突きつけられています。

▶では、日本はどうあるべきか。地理的にも経済的にも、そして憲法の理念からしても、単なる同調や追従ではなく、独自の「正義」に基づく行動を選び取る責任があるのではないのでしょうか。正義とは、決して大上段のスローガンではなく、弱い立場に置かれた人々の声に耳を傾け、公平さを欠いた力の行使に対しては距離を置く姿勢だと私は考えます。税の世界でいえば、特定の者にだけ重荷を負わせないこと、将来世代に過度なツケを回さないことと通底しています。国際社会の中で、日本が静かな矜持を示せるかどうか、これからの試金石になるのではないのでしょうか。

(石橋 隆一)

ピックアップ

- ひとしあん……………(1)
- 展望……………(2)
- 諸会合報告……………(3)
- 税理士による後援会「定期総会」開催のお知らせ…(5)
- 後援会だより……………(6)
- 令和8年度の税制改正に関する要望……………(7)
- ひとあんしん……………(11)





展 望

幹事長 中野 修宏

第53回定期大会を前に

名古屋税理士政治連盟第53回定期大会が、来る6月12日に開催されます。私も幹事長として初めて迎える定期大会となります。支えていただいた役員はじめ会員皆様の協力により、なんとか今日まで務めてまいることが出来ました。この誌面をお借りして御礼申し上げます。

言うまでもなく税理士政治連盟は、あくまでも税理士法第49条の11の建議権に基づく政治活動を行う団体であり、税理士会の目的に添った要望実現のために活動を行っております。そして、その成果はすべての税理士が享受します。税政連がその目的である税理士会の要望を実現するためには、税理士一人ひとりの理解と協力が不可欠です。主な活動内容は、税制改正要望実現のため、我々の活動に理解のある国会議員等に対し、与党・野党、政党を問わず陳情することです。

令和8年度の税制改正においては、長年要望し続けている「消費税率は単一税率とすること」については実現に至りませんでした。インボイス制度導入に伴う各種特例措置の適用期限の延長は100%の要望どおりではないものの、最終局面での陳情活動が実り一部実現されたほか、少額減価償却資産の取得価額基準の引き上

げも実現しました。新年度に向けても、消費税率単一税率に向けては、「社会保障国民会議」の動向にも注視し、引き続き要望を続けます。

このような活動の中核をなすなかに、「税理士による国会議員等後援会」があります。与野党は問わず全国の後援会数は350を超え、名税政には16の後援会があります。議員にとって後援会は情報源であり、気心の許せる同志となり、後援会も議員等から情報を入手すべく、総会に限らず、国政報告会・勉強会等や懇親会を積極的に開催し、活動が活性化するよう税政連との連携を密にしています。

さて、税政連の活動を行っていくためには資金が必要です。税政連の財政については、収入は会員からの会費によって賄われています。税政連は、中小企業等納税者を守るため、税理士の立場を守るため活動します。会員皆様には引き続き会費の納入にご理解とご協力をお願いします。

最後になりますが、定期大会では5つの議案を提案します。慎重な審議を賜り、決定された令和8年度運動方針に従い、税理士会、後援会との連携を取り合って積極的な活動を展開します。この1年と変わらぬご指導、ご鞭撻のほど重ねてお願い申し上げます。

諸 会 合 報 告

第1回総務会を開催 「第53回定期大会提出議案」などを審議

令和8年5月8日(金)午後0時30分から税理士会ビル2階ホールにおいて第1回総務会が開催された。

会議は、今井正義総務副会長の司会によって開会し、飯島明伸会長によるあいさつに続いて尾崎秀明名古屋税理士会会長によるあいさつの後、小島善弘総務会長が議長となり、次の議案について中野修宏幹事長ほかから説明し、審議が行われた。いずれも原案のとおり了承された。

〔審議事項〕

1. 第53回定期大会の開催要領について
2. 第53回定期大会提出議案について
 - 第1号議案 令和7年度運動経過報告承認の件
 - 第2号議案 令和7年度収支決算承認の件
 - 第3号議案 令和8年度運動方針決定の件
 - 第4号議案 令和8年度収支予算決定の件
 - 第5号議案 役員選任の件
3. 令和8年度表彰について
4. 代議員の選出方法について
5. 名古屋税理士政治連盟支部・後援会等に関する活動基準の一部改正について

〔報告事項〕

1. 定期大会における支部の表彰について
2. 令和9年度の税制改正に関する要望書について
3. 支部定期大会への後援会長等の来賓出席依頼について

令和8年4月22日 第1回幹事会

〔審議事項〕

1. 第53回定期大会の開催要領について
2. 第53回定期大会提出議案について
 - 第1号議案 令和7年度運動経過報告承認の件
 - 第2号議案 令和7年度収支決算承認の件
 - 第3号議案 令和8年度運動方針決定の件
 - 第4号議案 令和8年度収支予算決定の件
 - 第5号議案 役員選任の件

3. 令和8年度表彰について
4. 名古屋税理士政治連盟支部・後援会等に関する活動基準の一部改正について
5. 令和9年度の税制改正に関する要望書案について

〔報告事項〕

1. 定期大会における支部の表彰について
2. 総務会の開催について
3. 令和8年度会議等開催予定について

令和8年4月22日 第2回正副幹事長会

〔協議事項〕

1. 第53回定期大会提出議案について
2. 第53回定期大会の運営について
3. 第53回定期大会の来賓等への案内について
4. 令和9年度の税制改正に関する要望書案について
5. 幹事会の運営について
6. 総務会の開催及び運営について
7. リーフレットの改訂について
8. 各税理士による後援会「定期総会」及び「勉強会」等への出席について
 - (1) 「近藤昭一君と21世紀をつくる集い」への出席について
 - (2) 税理士による武藤容治後援会「勉強会」への出席について
 - (3) 「大村ひであき政経セミナー」への出席について
 - (4) 税理士による棚橋泰文後援会「定期総会」への出席について

- (5) 税理士による武藤容治後援会「定期総会」への出席について
 (6) 税理士による若井あつこ後援会「定期総会」への出席について
 (7) 「参議院議員伊藤たかえさんを育てる会」への出席について
 9. 総務からの「辞任届」の提出について
 10. 推薦審査会委員の解嘱案について

〔報告事項〕

1. 名古屋税理士会との「令和8年度事務委託契約附属協定書」の締結について
 2. 令和8年度会議等開催予定について

令和8年5月8日 第3回正副幹事長会

〔協議事項〕

1. 第53回定期大会提出議案について
 2. 総務会の運営について
 3. 「国政報告会」における推薦国会議員等への質問事項について

4. 第53回定期大会の運営について
 5. 税理士による後援会について
 6. 各税理士による後援会「定期総会」及び「勉強会」等への出席について
 税理士による西川あつし後援会「定期総会」への出席について

〔報告事項〕

1. 幹事会の開催結果について
 2. 政治資金監査について

令和8年5月15日 第2回広報委員会

〔協議事項〕

1. 「名税政」4月号の反省と5月号の発行報告について
 2. 「名税政」6月号の編集について
 3. 「名税政」7月号の企画について
 4. ホームページの更新について
 5. 今後の会議日程について

税理士による国会議員等後援会 (順不同)

令和8年6月1日現在

院		氏名	政党	選挙区	会長	幹事長
衆	現	野田 聖子	自民	岐阜1区	平工 信雄	荻谷 悦利
衆	現	棚橋 泰文	自民	岐阜2区	宮脇 治嘉	川瀬 正勝
衆	現	武藤 容治	自民	岐阜3区	丹下 忠彰	竹市 憲正
衆	現	古屋 圭司	自民	岐阜5区	大野 義豊	西尾 博隆
衆	現	河村 たかし	無所属	愛知1区	浅野 洋	西尾 正範
衆	現	古川 元久	国民	愛知2区	前原 明弘	神戸 秀夫
衆	前	近藤 昭一	中道	愛知3区	渥美 雅裕	大川 雅彰
衆	前	牧 義夫	中道	愛知4区	表野 宏和	今枝 清
衆	前	西川 厚志	中道	愛知5区	木村 茂徳	早川 功剛
参	現	渡辺 猛之	自民	岐阜県	加藤 敦司	落合 伸弘
参	現	若井 敦子	自民	岐阜県	河合 敏則	川崎 賢二
参	現	斎藤 嘉隆	立民	愛知県	栗田 敬八	三品 雅義
参	現	藤川 政人	自民	愛知県	宮崎 晃吉	細井 隆好
参	現	里見 隆治	公明	愛知県	梅原 一男	上島 大慶
参	現	伊藤 孝恵	国民	愛知県	加賀 元浩	服部 達哉
参	現	田島 麻衣子	立民	愛知県	井上 新	矢野 美季恵

令和8年6月1日時点

● 税理士による後援会「定期総会」開催のお知らせ ●

税理士による西川あつし後援会「定期総会」

日 時 令和8年7月1日(水) 定期総会：午後6時から
懇親会：定期総会終了後から
会 場 名古屋クラウンホテル

税理士による棚橋泰文後援会「定期総会」

日 時 令和8年7月4日(土) 定期総会：午前10時30分から
昼食会：定期総会終了後から
会 場 大垣フォーラムホテル

税理士による武藤容治後援会「定期総会」

日 時 令和8年7月4日(土) 定期総会：午後5時から
懇親会：定期総会終了後から
会 場 ホテルグランヴェール岐山

税理士による近藤昭一後援会「定期総会」

日 時 令和8年7月8日(水) 定期総会：午後6時から
懇親会：午後7時から
会 場 ルブラ王山

税理士による野田聖子後援会「定期総会」

日 時 令和8年7月11日(土) 定期総会：午後5時から
懇親会：定期総会終了後から
会 場 ホテルグランヴェール岐山

税理士による田島まいこ後援会「定期総会」

日 時 令和8年7月22日(水) 研修会：午後5時から
定期総会：午後6時から
懇親会：定期総会終了後から
会 場 名古屋クラウンホテル

税理士による古川元久後援会「定期総会」

日 時 令和8年7月24日(金) 定期総会：午後6時から
懇親会：定期総会終了後から
会 場 ルブラ王山

税理士による若井あつこ後援会「定期総会」

日 時 令和8年7月25日(土) 定期総会：午後5時から
懇親会：定期総会終了後から
会 場 ホテルグランヴェール岐山

※税理士による後援会「定期総会」の開催日時及び会場につきましては、令和8年6月1日時点の情報です。
開催日時及び会場につきましては、変更になる場合があります。
恐れ入りますが、ご出席される方におかれましては、後援会へ事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

後援会だより

「税理士による野田聖子後援会」勉強会 & 懇親会

税理士による野田聖子後援会 会長 平工 信雄



令和8年4月11日(土)、午後5時からホテルグランヴェール岐山において、「税理士による野田聖子後援会」の勉強会&懇親会を開催しました。

当日は、ゴールデンウィークを思わせる爽やかな天候の下、野田聖子衆議院議員、名古屋税理士政治連盟から田中勝彦副会長をはじめ多数の役員の皆様、及び後援会の会員など計21人の参加者にお集まりいただきました。

後援会長あいさつの後、野田議員から第51回衆議院議員総選挙及び総選挙圧勝後の高市内閣における国会運営などの国政報告が行われました。中でも、衆議院では与党で多数(3分の2以上)を占めているが、参議院では少数与党のため、慎重な国会運営に努めなければいけないとのお考えをお聞きすることができました。

令和8年度予算案審議では、衆議院において審議時間を大幅に短縮し可決し、参議院に予算案を送りましたが、参議院では高市総理の意向(年度内成立)を受けつつ、結果として4月7日に参議院で可決成立しました。私見ですが、このことは、自民党(及び与党)にとって、自制が働きよかったと考える国民が多かったのではないのでしょうか。

総選挙において、自民党をはじめほとんどの政党が「消費税減税」を公約として訴えました。高市総理は、「社会保障国民会議」において「給付付き税額控除ができるまでの2年間に限り、食料品の消費税をゼロとすること。」をテーマとして、同会議での審議が(一部の政党を除き)始まりました。

社会保障国民会議では、年収に占める税金と社会保険料の割合を示す「翁カーブ」を基に、年収200万円から400万円台の世帯における手取り額を如何に多くするか、そのためにはどのような選択(社会保険料の負担の見直し、給付金を配る、消費税の減税など)をするのがよいかについて審議されるそうです。

勉強会では、現場の最前線にいる税理士として、「食料品消費税の2年間廃止」をどのように考えるかについて、皆様のご意見を伺いました。

参加者からは、「消費者が購入する段階で食料品価格はほとんど変わらないのではないか」、「消費税の逆進性を鑑みると低所得者対策として非効率ではないか」、また「2年間に2度のシステム変更を行うのは困難」などの意見があり、そのほとんどが否定的なものでしたが、他方、「食料品消費税の減税は、エンゲル係数が高い低所得者にとって助かるのではないか」との意見もありました。

給付付き税額控除について、「所得税の確定申告を行うことにより受けられると考えるが、全ての国民が確定申告を行っているわけではない。住民税であれば、市町村には給与所得や公的年金に係る雑所得の情報を持ち合わせているため可能ではないか」などの意見が寄せられました。

勉強会の後、懇親会が田中名税政副会長の乾杯のご発声で始まりました。野田議員は、中野修宏名税政幹事長の中締めでお開きとなるまで各テーブルを回られ参加者とご歓談されました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。



令和9年度の税制改正に関する要望

名古屋税理士政治連盟

本連盟は、令和9年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる14項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の税負担の適正化を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 分かりやすく簡素な税制
3. 理解と納得のできる税制

4. 適正な事務負担
5. 時代に適合する税制
6. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取りいただき、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

税制改正に関する重点要望事項

◎は重点要望事項

〔所得税〕

◎1. 所得控除を見直して整理すること。

(1) 基礎控除額を引き上げること。(所法86)

《理由》

基礎控除額は、本来、憲法25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する最低生活費としての性格を有するものと考えられる。その考えによるならば、基礎控除額の水準は、生活保護制度における生活扶助基準額程度は必要となるが、これと比較しても十分な額とはいえない。基礎控除額は、昨年引き続き令和8年度の税制改正においても増額されることとなったが、その役割を果たしているとは言い難い状況にある。

また、物価が上昇する局面において基礎控除額が据え置かれたままである場合、基礎控除が本来有する最低生活費非課税の機能は実質的に低下し、その結果、納税者の税負担は相対的に増大することとなる。したがって、基礎控除額については、物価動向等を踏まえ、数年ごとに定期的な見直しを行うことが望ましい。

さらに、平成30年度の税制改正では各種控除の見直しが行われるとともに、基礎控除を逡減・消失させる改正が行われたが、基礎控除は、最低生活費相当額を控除する制度であることから、納税者本人の所得金額に応じて逡減・消失させるべき控除項目ではない。所得控除方式により、高額所得者ほど税額削減効果が高く有利である

という問題点に対しては、所得控除方式の人的控除を行った後の課税所得に対して適用される税率構造を調整すべきである。見かけ上の上昇率はマイナスとなるが、それに対する弾力規定を設けるなど、随時検討を加えていくべきである。

(2) 年少扶養親族に対する扶養控除を復活させること。(所法2、84)

《理由》

年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除は廃止され、それに代わり児童手当の拡充が図られている。しかしながら、扶養控除は最低限度の生活費部分には課税しないという趣旨に基づいて認められる基礎的な人的控除であり、児童手当の給付を理由に廃止されることは適切ではない。

国民が安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しし、少子化問題への対応を促進するためにも、早急に16歳未満の扶養親族も扶養控除の控除対象扶養親族に含めるべきである。

2. 所得税の確定申告期限を延長すること。(所法120)

《理由》

所得税の確定申告期限は3月15日であるが、毎年税制改正により所得税に関する規定がますます複雑化しており、確定申告書の作成においてより多くの時間が必要になっている。特に

また、令和5年10月1日から導入されている消費税のインボイス制度により納税者の所得税の確定申告に係る負担がさらに増大しているものと考えられる。個人事業者の消費税の確定申告期限が3月31日であることを考慮して、所得税の確定申告期限も少なくとも3月31日まで延長すべきである。

[法人税]

◎3. 法人税率の引上げの検討対象から中小法人を除くとともに軽減税率の適用を維持すること。(法法66、措法42の3の2)

《理由》

我が国の法人税率はこれまで段階的に引き下げられ、現在23.2%である。また、中小法人については所得金額の年800万円以下の部分についての法人税率は15%（令和7年4月以後開始事業年度は19%）であり、大法人より軽減された税率が適用されている。

令和8年度税制改正大綱では前年度に引き続き、今後、法人税率を引き上げる可能性について言及されているが、経営基盤が脆弱な中小法人の財務体質を悪化させないよう、その対象から中小法人は除くとともに、軽減税率を今後も維持すべきである。

4. 役員給与は原則として全額を損金の額に算入すること。(法法34)

《理由》

役員の報酬及び賞与は職務執行の対価である。職務執行の対価として会社法に従い適法に支払われた役員給与は、合理的な金額である限り損金の額に算入されるべきである。現行の法人税法34条の規定を改め、役員給与は原則として全額を損金の額に算入することを明確にした上で、過大な役員給与等として損金不算入になる要件を別に限定的に定めるべきである。

[相続税・贈与税]

5. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。

《理由》

現行の相続税法では、遺産取得課税を基本としつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得

額にかかわらず、遺産の総額と法定相続分によって一律に算出するという我が国独特の制度である法定相続分課税方式を採用しているため、次のような問題がある。

- ①同額の遺産を取得した場合でも遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なる。
- ②申告後に新たな財産が見つかった場合など、当初申告の内容に変更が生じ、修正申告等をした場合には、その財産の取得者だけでなく、全ての相続人や受遺者の相続税額に影響を及ぼす。
- ③相続税の申告は、通常、相続人全員が連名で行うものであるが、各相続人が別々に申告する場合には、他の相続人から相続により取得した財産だけでなく、生命保険金や死亡退職金の金額の提示のほか、過去の贈与の有無についての情報の開示を受けなければならない。しかし、相続人間の関係性によっては、これらの情報の開示を受けることが困難となる場合もある。
- ④現行の課税方式では、小規模宅地等の特例の適用を受けない他の相続人も特例計算の恩恵を受けることになり、本特例の趣旨に合わない。

よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産各々に課税する遺産取得課税方式へ変更すべきである。

6. 相続手続に必要な費用についても控除を認めること。

《理由》

相続手続に必要な費用について、現行の相続税法は、債務や葬式費用とは異なり、相続財産の価額から控除することを認めていない。

相続手続費用は相続財産に係るもので、相続に伴い必然的に発生するものであり、確実に相続財産を減少させるものであるため、民法でも、相続財産に関する費用は、その相続財産の中から支弁すること（民法885条）、遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とすること（民法1021条）が規定されている。

したがって、相続手続に必要な費用のうち遺言執行費用や遺産分割に直接必要な測量費等で、相続開始後の一定期間内に確定したものに

については、葬式費用のように相続財産から控除できるようにすべきである。

〔消費税〕

◎7. 消費税は単一税率とすること。(消法29) 《理由》

消費税の軽減税率は、次に掲げる理由により廃止し、単一税率に戻すべきである。

- ①軽減税率制度による軽減効果は、低所得者より高所得者の方がその恩恵をより多く享受することになり、低所得者に対する負担軽減策としては不十分である。さらに、軽減税率制度により一定の消費税の逆進性は緩和されるが、逆進性そのものが解消するわけではなく、低所得者の税負担率は相対的に高いままとなる。
- ②軽減税率制度による税収減収額を補てんするため、標準税率の更なる引上げ、社会保障給付の抑制が必要になる。
- ③軽減税率制度を導入している諸外国を見ても、軽減税率の対象となる品目が必ずしも合理的に決定されているとは認めがたく、そもそも明確な基準を設定することは困難である。また、その選定に当たっては、業界団体の圧力や政治的介入を招き、恣意性が排除できなくなるおそれがある。
- ④軽減税率制度は、経済活動に対する競争中立性を阻害するおそれがある。
- ⑤インボイス制度の導入に伴い、これまで以上に請求書等の発行に厳格さが求められるなか、登録番号の記載とともに、適用税率を税率ごとに区分して合計額を記載するなど、納税者の事務負担が増大している。

なお、軽減税率を廃止した場合の物価上昇部分への手当としては、税制だけでなく社会保障制度の改革を含めて対応すべきである。

8. 各種課税制度を選択できる時期を見直すこと。(消法9、19①、37)

《理由》

現行の簡易課税制度の適用を受けようとする場合の「消費税簡易課税制度選択届出書」や、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合の「消費税課税事業者

選択届出書」は、いずれもその適用を受ける課税期間開始前に提出しなければならない。しかしながら、この取扱いが全ての事業者に周知・理解されているとは言い難く、また従来、より経済環境の変動要因が多い中、小規模事業者が課税期間開始前までに提出の要否を適切に判断することは非常に困難であり、その判断いかんにより納税額に大きな差異が生じるなど、大きな負担を強いるものとなっている。

複雑になりすぎた消費税法は少しでも簡素にすべきであり、消費税の各種課税制度の選択については、基準期間の課税売上高による判定ではなく当該課税期間の課税売上高による判定とし、以下の各届出書の提出時期を、確定申告書の提出期限までとするよう改正すべきである。

- ①消費税課税事業者選択届出書
- ②消費税課税事業者選択不適用届出書
- ③消費税簡易課税制度選択届出書
- ④消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- ⑤消費税課税期間特例選択・変更届出書

9. 基準期間制度を廃止すること。(消法9) 《理由》

基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となる場合や、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じる場合があり、小規模事業者にとって極めてわかりにくい制度となっている。こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者とした上で、課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

〔地方税〕

10. 婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により居住用不動産を取得した場合は不動産取得税を非課税とすること。(地法73の7)

《理由》

贈与税の配偶者控除制度は、老後生活を安定させるため最も必要であると考えられる居住用不動産を配偶者から贈与を受ける場合、受贈者

の税負担を軽減する目的で制定された優遇措置である。

本来配偶者がこの特例を利用して居住用財産を取得した場合、他の不動産を取得した場合と同様に不動産取得税を課税することは、結果として、新たに税負担を引き起こすことになる。贈与税で優遇措置があるにも関わらず、不動産取得税を課すことは適切でない。

よって、贈与税の配偶者控除制度が適用される贈与については、不動産取得税を非課税とすべきである。

11. 住民税における各所得控除の金額は所得税と同一にすること。(地法34、314の2)

《理由》

個人住民税と所得税は、原則的に同一の課税標準である所得を課税の対象としているが、それぞれの税額計算をする際、各所得控除の金額には差異がある。また、令和7年度税制改正では、この差はますます拡大した。

現行制度においては、所得税の確定申告をした場合には住民税の申告もしたものとみなされるが、このように所得税と個人住民税の各所得控除の金額に差異があることから、所得税の確定申告をした納税者が個人住民税の税額を事前に把握することは容易ではない。

納税者にとって簡素な税制とし、税額計算を容易にすることは、納税資金準備が可能となる。また、行政にとっても所得税の申告書を前提とした課税が行えることになるので、事務処理が減り、行政のコスト削減が見込まれる。

〔複数税目共通〕

12. 減価償却の計算方法として定率法と定額法の選択制は維持した上で簡素な計算方法に見直すこと。(所令120の2 法令48の2)

《理由》

近年、国際財務報告基準の導入やグローバルな展開をする企業グループ内での処理統一化といった観点から、企業会計においては減価償却方法を定額法へ統一する動きがみられる。税務上も平成28年度税制改正により、建物附属設備、構築物の減価償却方法は定額法が強制適用されることとなった。

しかし、中小企業においては、処理の統一よりも投資時の影響に関心が高く、定額法への統一化は中小零細の納税者の投資意欲を減退させる可能性があるため、引き続き定率法と定額法の選択適用を認めるべきである。

また、現在採用されている定率法の計算方法は、耐用年数の途中で改定取得原価及び改定償却率を用いた定額償却への切替えを行う必要があり、納税者自身が計算する際には非常に煩雑な作業を強いられることとなっている。事務負担の軽減、制度の簡素化のために、例えば残存価額が1円に達するまで同一の償却率により償却計算を継続するなど、納税者自身が計算できるような簡素な計算方法に見直すべきである。

13. 少額の減価償却資産における取得価額基準を統一すること。

(所令138、139、法令133、133の2、措法28の2、67の5)

《理由》

取得価額が40万円未満の減価償却資産については、措置法による中小企業者の特例や一括償却などの方法が併存し、複雑な制度となっている。事務負担の軽減及び投資の促進のために、個人・法人の区別なく、また法人の規模・種類を問わず、全額必要経費又は損金に算入できる減価償却資産の取得価額基準を、一律40万円未満に統一すべきである。

〔行政手続〕

14. e-TaxとeLTAXシステムのより一層の環境整備を図ること。

《理由》

現行では、両システムが別々の仕組みとして稼働しており、一つの申告をする際に申告受付時間や仕様が異なるため、依然使いづらい状況にある。

所得税確定申告のように、一つの申告作業で全てが完了するように、e-TaxとeLTAXでデータを共有する。あるいは、同じデータで双方とも申告ができるよう同一の受付時間にするなど、一層の利用促進をはかるため、利便性を高めるべきである。

ひいあん



「推し活は、主体的な選択に基づく利他的な営みである」

これは、北九州市役所が「〇〇推し課」という課を設立し、推し熱量を都市の活力に変える挑戦をするとして、推し活を説明した文言である。利他的とは、一般的には、他人の利益となるよう図ること、であろう。自分のお金と時間と熱量が他人の利益となると言われては何かさみしい気もするが、自分の好きなことが社会に役立つと思えば「〇〇推し課」が推し活を推奨するの分分かる。北九州市役所のホームページによれば、推し活の経済規模は4兆円を超えるらしい。

ところで、私の推しは何かというと、最近まで特になかったのだが、昨年からナゴヤドームの年間シートを共同購入したことにより、ドベゴンズが気にはなっている。少年ドラゴンズ以来50年ぶりのきちんとした応援活動である。久しぶりすぎてドベゴンズ選手よりドジャース選手のほうが名前を分かる状態だが、ペンライトやユニフォームを買ったりしていることは推し活だな、と思っている。(鈴木 洋司)

表紙写真の説明

“チュミル(覗き男)”

高桑 誠一(千種支部)・撮

スロバキアの首都ブラチスラヴァ旧市街にあるフラヴネー広場は、石畳の通りの両側に歴史を感じさせる建物がそのまま残り、絵本の中のような風景が広がっています。散策しているとマンホールから顔を出しているという、見たこともないポーズのブロンズ像を発見しました。他にもユニークなポーズを取った像がいくつも点在し、観光客を楽しませてくれます。

証ひょうはAI-OCR、さらに銀行APIやCSVはAI仕訳。



預金通帳・証ひょう



銀行API



銀行・クレジットカードCSV

新登場 AI-OCR PLUS 仕訳入力システム™

- 仕訳入力の大半を占める 預金通帳・証ひょう は読み取るだけで仕訳データを生成。
- 銀行API との連携で取引データを自動収集・仕訳生成。1,000社超の金融機関に対応。
- 銀行・クレジットカード取引の CSV も取り込むだけでAI仕訳。



株式会社 日本デジタル研究所 本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 Tel.03-5606-3111(大代表)

名古屋支店 / 〒453-0015 名古屋市中村区椿町1-16(井門名古屋ビル5F) Tel.052-454-1150(代)

千種営業所 / 〒464-0075 名古屋市中村区内山3-26-2(名古屋董友ビル4F) Tel.052-559-0093(代)



名税政ホームページについて

名税政のホームページがリニューアルしました。アドレスについては、次のとおりですので、ぜひアクセスしてください。



<https://www.meizeisei.gr.jp/>

名古屋税理士政治連盟

検索

後援会・支部のスケジュール、後援会・支部・委員会・名税政の活動報告等を閲覧する場合には下記ボタンをクリックします。

MEI Z EISEI

- 🏠 名税政の概要
- 👤 会長挨拶
- 📄 税制改正
- 📖 名税政機関誌
- 🖼️ ギャラリー



>> 国会議員の不祥事について名税政の見解 <<

後援会・支部・委員会・名税政へ

原稿の募集について

会員各位から、「ひろば」等の原稿を広く募集しておりますので、ご投稿くださいますようお願いいたします。

広報委員会

ホテル割引優遇制度

ご予約、ご利用の際に名古屋税理士協同組合の組合員・賛助会員である旨を申し出ていただき、名古屋税理士協同組合組合員証・賛助会員証をご提示ください。



割引率

宿泊料金

飲食料金

ブライダル料金

宴会料金

20%割引 10%割引 割引 室料の15%割引

名古屋東急ホテル	■	■ (直営店のみ)	■ (飲食代金5% バックシステム 飲食代金3%)
名古屋観光ホテル	■	■ (直営店のみ)	■ (バックシステム なし)
ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋	■	■ (全店)	■ (一般料金の 5%)
ヒルトン名古屋		■ (カフェ、テイクアウト除く)	■ (飲食代金のみ 5%)

利用可能店舗一覧

名古屋東急ホテル ※1

- ① 1階 オールデイダイニング「モンマルトル」
- ② 1階 アトリウムラウンジ「グリンデルワルド」
- ③ 1階 ベーカリーショップ
- ④ 2階 レストラン「ロワール」
- ⑤ 2階 メインバー「フォンタナ ディ トレビ」

名古屋観光ホテル ※2

- ① 1階 ブラッセリー&カフェ「ル・シュッド」
- ② 1階 ラウンジ「ジャルダン」
- ③ 2階 日本料理「呉竹」／鉄板焼「昇龍」／天ぷら「天鮎」

ヒルトン名古屋

- ① 1階 オールデイダイニング「インプレイス3-3」
- ② 1階 バー「ハイドアウェイ3-3」
- ③ 3階 日本料理「源氏」
- ④ 3階 中華料理「王朝」

※1 3,000円未満は10%割引の対象外です。イベント開催時は利用できません。
 ※2 予約時に申し出をしてください。特別割引プランは適用外となります。

税理士のマイショップ

名古屋税理士協同組合

名古屋市千種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階 TEL.052-752-6111(代表) FAX.052-752-5120
<https://www.meizeikyo.com/>

おもいやる心がしあわせに

住宅等割引優遇制度

理事長あいさつ

平素は、格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。名税協では、組合員・賛助会員及びその家族・事務所職員を対象に、名税協住宅割引優遇制度の斡旋を行っております。この制度は、提携する各社が、商談の際に提示する紹介カードによって、販売価格等から割引する特別な優遇制度です。組合員・賛助会員及びその家族・事務所職員の皆様が住宅等のご購入ご検討の節はぜひともこの制度のご利用をよろしく申し上げます。



<p>三菱地所レジデンス</p> <p>最高の笑顔のある暮らし。 組合員・賛助会員及びその家族・事務所職員を対象とする、下記に掲げる対象物件の販売。</p> <p>販売物件価格の0.5%割引 (消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>名古屋市中央区栄2-3-1 名古屋広小路ビル8階 TEL:052-218-7014</p>	<p>長谷工コーポレーション</p> <p>マンション施工実績No.1の長谷工が贈る安心・安全・快適な住まいのご案内 組合員・賛助会員及びその家族(一親等内)・事務所職員を対象とする、下記に掲げる対象物件の販売。</p> <p>販売価格の0.5%割引 (消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>大阪府中央区平野町1-5-7 TEL:06-6203-3288</p>	<p>名鉄都市開発</p> <p>名鉄の分譲マンションシリーズ 組合員・賛助会員を対象とする、下記に掲げる対象物件の販売。</p> <p>販売価格の1%割引 (消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>名古屋市中村区名駅4-8-18 TEL:052-581-1223</p>
<p>名税協共済会 ミサワリフォーム中部</p> <p>資産価値を高めるリフォーム・メンテナンス 正会員・準会員を対象とする、下記に掲げる対象物件の請負工事。</p> <p>リフォーム工事価格の3%割引 ※税理士以外は2%割引(消費税を除く)</p> <p>名古屋市中区新栄2-19-6 TEL:0120-959-117</p>	<p>名税協共済会 ミサワホーム</p> <p>いっしょにHappyになれるHappy Shareの住まい。 正会員・準会員を対象とする、下記に掲げる対象物件の販売又は請負工事。</p> <p>住宅本体価格の3%割引 ※税理士以外は2%割引(消費税・土地の価格を除く)</p> <p>名古屋市中区新栄2-19-6 TEL:052-238-0766</p>	<p>名税協共済会 大和ハウス工業</p> <p>分譲住宅・PREMIST ダイワハウスの分譲マンション 正会員・準会員及びその家族(二親等内)・事務所職員と関与先等のお客様を対象とする。</p> <p>分譲価格の1%割引 (消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>名古屋市中村区平池町4-60-9 TEL:052-414-5903</p>
<p>名税協共済会 大和ハウス工業</p> <p>注文住宅をはじめ、店舗・事務所・医院等の建築も可能です。 正会員・準会員及びその家族(二親等内)・事務所職員と関与先等のお客様を対象とする。</p> <p>建物本体価格より3%割引 ※土地契約・追加契約は割引対象外(消費税を除く)</p> <p>【名古屋支社住宅事業部】名古屋市中村区平池町4-60-9 TEL:0120-00-1536 【岐阜支社住宅事業部】岐阜市数田東2-1-6 TEL:0120-443-477</p>	<p>名税協共済会 住友林業</p> <p>快適で環境にもやさしい木の住まいをお届けいたします。 正会員・準会員及びその家族(三親等内)・事務所職員と関与先等のお客様を対象とする。</p> <p>建物本体価格の3%割引 (消費税を除く)</p> <p>名古屋市中区栄1-19-30 マザックアートプラザ オフィス棟4階 TEL:052-979-6298</p>	<p>名税協共済会 旭化成ホームズ</p> <p>戸建住宅・賃貸住宅・賃貸併用住宅「住宅」に特化しています。 正会員・準会員及びその家族・事務所職員と関与先等のお客様を対象とする。</p> <p>建物工事費の2%割引 (その他特殊工事費、運搬費、別途工事費、諸費用は除く)</p> <p>名古屋市中区則武新町3-1-17 Bizrium名古屋5階 TEL:052-527-3680</p>

●提携各社別割引対象物件

三菱地所レジデンス(株)	(株)長谷工コーポレーション	名鉄都市開発
分譲マンション、分譲住宅	分譲マンション	分譲マンション
ミサワリフォーム中部(株)	ミサワホーム(株)	大和ハウス工業(株)
リフォーム工事	分譲住宅、一般注文住宅、事務所併用住宅、賃貸住宅、事務所、分譲マンション、賃貸住宅のリフォームに伴う工事	分譲住宅 分譲マンション
大和ハウス工業(株)	住友林業(株)	旭化成ホームズ(株)
注文住宅	新築、建て替え、賃貸経営	戸建住宅、賃貸住宅、賃貸併用住宅

住宅の保証期間	構造体の強度に係わるものは10年(但し、ミサワホーム(株)及び大和ハウス工業(株)については30年)とし、他の項目及び免責事項については、提携各社の提携協定書に添付する保証書又はアフターサービス基準によって行います。
紹介カードの提出	物件購入の申込をする際、紹介カードをご提出ください。(割引を受けるためには、紹介カードが必要です。)
割引率の適用除外	①本制度は、提携各社が事業主として、自ら販売する物件に限定し、仲介業者の販売する物件は本制度の対象から除外します。 ②提携各社が、臨時、特別な販売価格にて販売される物件については、上記に定める組合員及び賛助会員等の割引の適用はありません。 ③提携各社の他の優遇制度との重複適用はできません。



名古屋税理士協同組合・名税協共済会

名古屋市千種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階 TEL.052-752-6111(代表) FAX.052-752-5120 <https://www.meizeikyoo.com/>

名税協
葬儀割引
優遇制度

か
花
柶
捧
燈
ほう
とう

名税協葬儀提携事業 ご案内

20%割引

(但し、※印は特別割引)

対象者

組合員・賛助会員／家族／事務所職員／関与先
(名税協共済会の場合は非組合員も対象となります)

利用方法

申込人が、提携各社の営業職員との最初の相談の際には、必ず名古屋税理士協同組合関係者である旨を申し出る事により、本制度の適用ができることとします。

適用の地域

愛知県、岐阜県、三重県、静岡県を地域対象としますが、愛知県、岐阜県の域外については各提携会社の協力企業が代行する場合があります。この場合においても同一の条件にてご利用できます。

割引対象物件

葬儀について利用する祭壇及び花又はさかき(しきみ)を主とする飾りは祭壇として取り扱います。

割引率

割引の対象物件の正価(基本料金)に対し20%を割引します。ただし、他の割引優遇制度との重複適用は認めないものとします。

【提携企業一覧】

名古屋地区 (順不同)

株式会社 **一柳葬具總本店**
名古屋市中区栄3-14-11 TEL.052-241-0658

株式会社 **平安閣(平安会館)**【名税協共済会】
名古屋市中区石国町3-25 TEL.052-916-1251

株式会社 **レクスト(愛昇殿)**【名税協共済会】※
名古屋市中区栄3-13-6 TEL.0120-365-254

株式会社 **白川殿(白川会館 花音)**【名税協共済会】
名古屋市中区山田1-6-35 TEL.052-916-3321

株式会社 **三輪本店(紫雲殿)**
名古屋市中区瑞穂区船原町1-11 TEL.052-883-0123

株式会社 **ティア(葬儀会館ティア)**【名税協共済会】※
名古屋市中区黒川本通3-35-1 TEL.0120-54-9401

株式会社 **西田葬儀社**【名税協共済会】
名古屋市中区若柳町2-5 TEL.052-841-3342

岐阜地区 (順不同)

株式会社 **濃飛葬祭**
美濃加茂市本郷町6-7-30 TEL.0574-24-2255

セレモニーホール豊裕院(株式会社レクスト・リンク)※
土岐市泉仲森町1-8-3 TEL.0572-55-4872

株式会社 **双葉葬祭**
多治見市長瀬町18-78 TEL.0572-22-8035

株式会社 **レクストエール 丸八葬祭**※
中津川市本町1-1-6 TEL.0120-66-2956

株式会社 **ティア(葬儀会館ティア)**【名税協共済会】※
TEL.0120-54-9401

税理士のマイショップ

名古屋税理士協同組合・名税協共済会

名古屋市中区千種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階 TEL.052-752-6111(代表) FAX.052-752-5120

<https://www.meizeikyoo.com/>